

○周波数割当計画（平成二十年総務省告示第七百十四号）の一部を変更する告示案 新旧対照表

（二重下線部分が変更箇所）

変更案							変更前						
第2 周波数割当表							第2 周波数割当表						
第2表 27.5MHz-10000MHz							第2表 27.5MHz-10000MHz						
国際分配 (kHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)	国際分配 (kHz)			国内分配 (MHz)		無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)				第一地域 (1)	第二地域 (2)	第三地域 (3)	(4)			
(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
			161.475-162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用（国際VHF用）、公共業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）及び一般業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）。	電気通信業務用（国際VHF用）、公共業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）及び一般業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）への割当ては、別表3-3による。				161.475-162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用（国際VHF用）、公共業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用）及び一般業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）。	電気通信業務用（国際VHF用）、公共業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）及び一般業務用（国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用）への割当ては、別表3-3による。
			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

別表 1-1~3-2-7 (略)	別表 1-1~3-2-7 (略)
別表 3-3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表	別表 3-3 156.025-162.025MHz 帯海上移動無線通信業務の周波数表

チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶相互間	港務通信及び船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
01	(m), (o)	156.050	160.650	○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
66	(m), (o)	156.325	160.925	○	○	○	
07	(m), (o)	156.350	160.950	○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
78	(m)	156.925	161.525	○	○	○	

チャンネル番号	注	送信周波数 (MHz)		船舶相互間	港務通信及び船舶通航		公衆通信
		船舶局	海岸局		1周波数	2周波数	
01	(m), (o)	156.050	160.650	○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
66	(m), (o)	156.325	160.925	○	○	○	
07	(m), (o)	156.350	160.950	○	○	○	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
78	(m)	156.925	161.525	○	○	○	

19	(m)	156.950	161.550		○	○	○
79	(m)	156.975	161.575		○	○	○
20	(m)	157.000	161.600		○	○	○
80	(m)	157.025	161.625		○	○	○
21	(m)	157.050	161.650		○	○	○
81	(m)	157.075	161.675		○	○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一般的な注

(a)～(d) (略)

(e) 25kHz チャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R 勧告 M.1084 の最新版に従って、以下の条件の下で、12.5kHz チャンネルインターリーブを適用することができる。

- 1) この表の遭難及び安全の周波数の 25kHz チャンネル、特に第 06、第 13、第 15、第 16、第 17 及び第 70 チャンネルへの影響及び ITU-R 勧告 M.489-2 で定める技術的特性への影響がないこと。
- 2) 12.5kHz チャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

個別的な注

(f) これらのチャンネルは、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

19	(m)	156.950	161.550			○	○
79	(m)	156.975	161.575			○	○
20	(m)	157.000	161.600			○	○
80	(m)	157.025	161.625			○	○
21	(m)	157.050	161.650			○	○
81	(m)	157.075	161.675			○	○
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

一般的な注

(a)～(d) (略)

(e) 地域の輻輳^{ふくそう}を緊急に低減させる必要のある主管庁は、混信を生じさせないことを条件として、以下の条件の下で、12.5kHz チャンネルインターリーブを適用することができる。

- 1) 12.5kHz チャンネルへ変更する時には、ITU-R 勧告 M.1084-2 を考慮すること。
- 2) 無線通信規則付録第 18 号の海上移動遭難及び安全周波数の 25kHz チャンネル、特に第 06、第 13、第 15、第 16、第 17 及び第 70 チャンネルへの影響及び ITU-R 勧告 M.489 で定めるこれらのチャンネルの技術的特性への影響がないこと。
- 3) 12.5kHz チャンネルインターリーブの導入及びその結果生じる国内要件は、導入主管庁と、その船舶局又は及び業務が影響を受ける可能性がある主管庁との間の事前の取決めによること。

個別的な注

(f) 156.300MHz の周波数(第 06 チャンネル)(無線通信規則第 51.79 号並びに付録第 13 号及び付録第 15 号参照)は、共同の捜索及び救助作業に従事する船舶局と航空機局間の通信にも使用できる。船舶局は、第 06 チャンネルによる上記の通信並びに結氷期間中における航空機局、砕氷船及び援助を受ける船舶の間の通信に対する有害な混信を避けなくてはならない。

(g)～(k) (略)

(l) これらのチャンネルは、地域的基礎で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R 勧告 M. 1371 の最新版に従う。

(m) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして運用することができる。

(n) (略)

(o) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新技術のための周波数帯として使用することができる。新技術のためにこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している他の無線局に有害な混信を生じさせ又は当該無線局からの保護を要求してはならない。このような新技術のシステムを設計する場合には、161.975MHz 又は 162.025 MHz での AIS 信号の探知に干渉を与える可能性を排除しなければならない。

(p) これらのチャンネルは、船舶からの AIS の送信を受信するための移動衛星業務（地球から宇宙）にも使用することができる。

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第 70 チャンネルに有害な混信を与えることを避けるためのすべての予防策をとるものとする。

(g)～(k) (略)

(l) 第 AIS1 及び第 AIS2 チャンネルは、地域的基礎で他の周波数がこの目的のために指定される場合を除き、公海で世界的に運用される自動船舶識別及び監視システムに使用する。

(m) これらのチャンネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別な取決めによることを条件として、単一周波数チャンネルとして使用することができる。

(n) (略)

(o) これらのチャンネルは、関心を有する若しくは影響を受ける主管庁間の特別取決めによることを条件として、新技術の初期試験及び将来の導入のための周波数帯として使用することができる。新技術の初期試験及び将来の導入のためにこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用する他の無線局に有害な混信を発生させ、又はそれらの無線局からの保護を求めてはならない。

(p) 第 AIS1 及び第 AIS2 チャンネルは、船舶から発射される AIS 信号を受信する移動衛星業務（地球から宇宙）に使用することができる。

(q) 第 10 及び第 11 チャンネルを使用する際には、第 70 チャンネルからの有害な混信を回避するための措置を講ずるものとする。